

ご利用規約			
仲介を求める条項	求める措置	理由	
第5条1項	お客様がご注文された商品の売買契約は、お客様がご注文・ご購入に同意したことを示すボタンを押したときに成立するものとします。	消費者がインターネット上で注文する行為は売買契約の申込みであり、事業者がこれに対して承諾の意思表示をすることにより、売買契約が成立するように改めること	第6条1項によれば、相手方は、契約当事者の属性等を重視し相手方の判断により注文を断ることができるとしており、契約をするかどうかは確実ではないこと、また、ネット上に商品を掲載した時点では、相手方が商品を実際に用意できない場合もあることから、相手方が商品を掲載する行為は、契約の申込みではなく、申込みの誘引にすぎない。
第6条1項	<p>当社は、お客様よりのご注文を受け付ける際、もしくは売買契約が成立した以後であっても、次の各号の一に該当するに場合は、当社の判断に基づき当該ご注文をお断りするまたは当該売買契約を解除することができるものとします。</p> <p>イ) お客様が過去に規約等に違反していることが判明した場合。</p> <p>ロ) ご注文内容に虚偽の表示または誤記（特に商品送付先の住所等において）もしくは不備があることが判明した場合。</p> <p>ハ) 代金等のお支払いに、お客様名義以外のクレジットカードをご使用になられることが判明した場合。</p> <p>ニ) 代金等のお支払いに、お客様が利用されるクレジットカードの利用不可能またはそれに準ずる状態にあることが判明した場合。</p> <p>ホ) 当社との売買契約によりお客様に生じる債務の履行が不確実であると認められる場合。</p> <p>ヘ) お客様が、不正な売買行為（営利を目的とした転売）等により著しく当社の利益を損なう行為を行うもしくはその恐れがあると認められる場合。</p> <p>ト) ご注文の商品が当社において長期にわたり入荷できる見込みがないまたは生産が完了している場合。</p> <p>チ) ご注文の商品が当社が手配できる数量を超える場合（当該商品が限定生産もしくは限定販売される場合を含むがこれに限られない）。</p> <p>リ) 当社が本ショップに表示した価格が市場相場と著しく乖離している等誤りが明らかな場合。</p> <p>ヌ) 当社が、商品の配送先に対して配送手段をもたないまたは商品の配送料が当社の想定水準を上回る場合。ただし、当該配送料をお客様がご負担される場合は、この限りではありません。</p> <p>ル) お客様に、第9条に規定する禁止事項に該当する行為がある場合。</p> <p>レ) 前各号の他、当社がご注文を承認することが不適切であるまたは当社が売買契約を解除する必要があると認められる場合。</p>	削除	<p>ト)、チ)、ヌ)につき</p> <p>相手方に債務不履行がある場合にも、相手方に解除権を認め、かつ、第2項で消費者からの解除権を放棄させているので、消費者契約法第8条の2に該当し、無効。</p> <p>イ) ないしへ) 及びリ)、ル)、レ)につき</p> <p>消費者に債務不履行がなく民法上は解除が認められないのに、相手方が契約の解除をすることができるとしており、契約上の義務の履行を求める消費者の権利を実質的に制限するものであり</p> <p>消費者契約法10条前段に該当する。</p> <p>第6条は、相手方のみが一方向的に契約解除することができる広範な権限を保持することを認めるものであり</p> <p>消費者契約法10条後段にも該当し、無効。</p>
第6条2項	お客様は、お客様により発信されたご注文を、理由の如何に拘わらず、撤回できないものとします。	削除	消費者からの解除権を制限しているので消費者契約法第8条の2に該当し、無効。
第7条	<p>お客様は、お客様が注文された商品の返品もしくは交換を申し出ることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>イ) 商品が配送先に到着後8日以内に、お客様より当社に商品に初期不良もしくは瑕疵があるまたは商品が配送中に破損した旨をご連絡され、かつ当社が当該商品の動作確認等によりそれらを認めた場合。（ジャンク品・訳あり品を除く）</p> <p>ロ) 品違い等明らかに当社の手違いによる場合。</p>	削除	<p>・引き渡された商品が契約内容に適合しないものであった場合にも、品違い等を除いて、消費者が契約を解除し、損害賠償請求をする権利を実質的に奪うものであり、相手方の債務不履行責任を全部免除する条項であり、</p> <p>消費者契約法8条1項に該当し、無効。</p> <p>・極めて短期間の間に、消費者に商品の動作確認等を要求し、その期間内に連絡をして、かつ相手方が動作確認等により瑕疵を認めない限り返品ないし交換に応じないことは、民法562条1項により認められた買主の追完請求権を奪うものであり、民法の規定に比して消費者の権利を制限するものであり、</p> <p>消費者契約法10条前段に該当、</p> <p>また消費者の追完を求める権利を一方向的に害しているので、同条後段にも該当し、無効。</p>

ご利用規約		
仲介を求める条項	求める措置	理由
<p><b>第8条2項</b></p> <p>当社は、次の各号に定める事項について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の保証をしないものとします。</p> <p>イ) 本サービスにおいてお客様がご購入する商品の他製品との適合性等。</p> <p>ロ) お客様が本サービスをご利用される際に通信回線上で送受信される個人情報のやりとりの安全性等。</p> <p>ハ) 本ショップが、コンピュータウイルス等の本ショップにアクセスするコンピュータに有害な影響を与える可能性があるものに感染していないこと。</p> <p>ニ) 本ショップにリンクしている他のホームページ（WEBページ）の内容の一切。</p> <p>ホ) 本ショップ掲載事項の内容の正確性。</p> <p>ヘ) 商品の配送が、理由の如何を問わず、遅延せずに行われること。</p> <p>ト) 本ショップが未成年者に有害ではないこと。</p>	下線部削除	「一切の保証をしない」とは、相手方の債務不履行があった場合にも相手方の損害賠償責任を全部免除する趣旨であると考えられ、消費者契約法8条1項1号に該当し、無効。
<p><b>第8条3項</b></p> <p>当社は、次の各号に定める事項について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>イ) お客様が本サービスを利用することによってお客様に生じた一切の損害。</p> <p>ロ) お客様が本サービスを利用することによって第三者に対して与えた一切の損害</p> <p>ハ) 本サービスの中断もしくは中止によってお客様または第三者に生じた一切の損害</p> <p>二) 第6条第1項各号に掲げる事由によりお客様のご注文をお断りし、または売買契約が解除されたことを原因としてお客様に生じた直接的、間接的損害。</p>	削除	相手方の過失による債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し無効。
<p><b>第8条4項</b></p> <p>お客様は、本ショップに関連した支払いについて、クレジットカード会社、立替代行業者等の間で料金その他の債務を巡って紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</p>	削除	相手方の過失による債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号に該当し無効。
<p><b>第8条5項</b></p> <p>お客様が本ショップに登録する一切の個人情報に関して、お客様の管理不十分等に起因する損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	削除 または 「お客様の管理不十分等に起因する損害については、当社は一切の責任を負わないものとします」を「お客様の管理不十分のみに起因する損害については、当社は一切の責任を負わないものとしますが、当社の管理不十分等に起因する損害については、当社が責任を負います」に改める。	相手方の管理不十分等、相手方に債務不履行責任や不法行為責任が生ずる場合にも相手方の損害賠償責任を全部免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し無効。
<p><b>第8条6項</b></p> <p>当社は本サービスの運用に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅延・中止・データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他本サービスに関してお客様に生じた障害については、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</p>	削除	相手方の過失による債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任を全部免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し無効。
<p><b>第10条</b></p> <p>お客様が本サービスをご利用された結果により当社もしくは第三者が損害を被った場合、お客様もしくはお客様であった方は賠償責任を含むすべての法的責任を負うものとし、当社および第三者に対して一切迷惑をかけないものとします。</p>	削除	相手方の債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任を全部免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し無効。
<p><b>第12条3項</b></p> <p>本サービスの利用に関連して生じた紛争については、横浜簡易裁判所または横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>	削除	民事訴訟法5条1号は財産権上の訴えは義務履行地に管轄があるとされており、消費者は、義務履行地である消費者の住所地を管轄する裁判所で裁判を受ける権利があるところ、これを制限する条項であり、消費者契約法10条前段に該当、遠方の裁判所に管轄があることは、時間的にも金銭的にも消費者に非常に大きな負担を負わせるものであり、消費者の裁判を受ける権利を奪うものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するので消費者契約法10条後段にも該当し、無効。